

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年三月二日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）ディオ久世店
所在地 真庭市惣字長川除ノ内八五―六ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 大黒天物産株式会社
住所 倉敷市堀南七〇四―五
代表者の氏名 代表取締役 大賀 昭司
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 大黒天物産株式会社
住所 倉敷市堀南七〇四―五
代表者の氏名 代表取締役 大賀 昭司
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十二年十月二十三日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二千三百十六・九平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 百二十九台
 - (2) 駐輪場の収容台数 六十七台
 - (3) 荷さばき施設の面積 百九十平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 十四・五立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
午前零時（二十四時間営業）
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
午後十二時（二十四時間営業）
 - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前零時から午後十二時まで
 - (4) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所
 - (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ア 荷さばき施設一 午前零時から午後十二時まで
 - イ 荷さばき施設二 午前五時から午後十時まで

二 届出年月日

平成二十二年二月二十二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十二年三月二日から平成二十二年七月二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び真庭市産業観光部商工観光課